

蓄電池の評価基準における品質・性能

1. 評価対象電気設備機材

評価の対象とする蓄電池は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(以下「標準仕様書」という。)に規定する以下の機材である。

機材名 蓄電池

- 細 目
- ①ベント式据置鉛蓄電池
 - ②制御弁式据置鉛蓄電池
 - ③据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
 - ④シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池

2. 品質・性能等に関する事項

評価対象電気設備機材は、標準仕様書における電力貯蔵設備工事の「蓄電池」の規定に適合するものであること。